

## 福祉事業振興会 会員規約

(総 則)

第 1 条 本規約では、一般社団法人 福祉事業振興会（以下、本会という）の会員規約を定めます。

(本部所在地、目的等)

第 2 条 本会の本部住所、目的等、詳細は、定款に定めます。

(会員になる方法)

第 3 条 本会の会員になろうとする方は、本会の定款に定められた目的に賛同し、所定の入会申し込書を提出して、理事会の承認を得ていただきます。

(会員資格の喪失)

第 4 条 会員は次の各号に該当するときは、会員資格を失います。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被補佐人となったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 6ヶ月以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第 5 条 会員は、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができます。ただし、退会月までの会費は未納分を含めて全納していただき、その会費の返納はありません。

(休 会)

第 6 条 会員は、休会届を理事会に提出し、任意に休会することができます。休会期間の会費は免除されます。ただし、休会の期間は 6 ヶ月までとし、休会期間を越して本会への復帰をしない場合は退会となります。

(除 名)

第 7 条 会員が次の各号に該当する時は、理事会の決議により除名することができます。ただし、その会員には弁明の機会があります。

- (1) 会員としての義務に違反した行為があったとき
- (2) 除名すべき正当な理由があるとき

(3) 会員が除名された場合は、本会との提携関係先に除名したことを通知致します。

#### (会員の特典)

第8条 会員は、次の特典を受けることができます。

(1) 本会が運営または提携するコールセンター（以下、コールセンター）による配車を優先的に受けることができます。

(2) 配車は利益の不公平が生じないように各会員に均等に行います。

(3) 本会が加盟する JWMT0 が行う、補助金の交付及び、各種イベント行事、研修会、講習会への参加が可能となります。

(3) 本会と JWMT0 が行う調査研究成果の提供を受けられます。

(4) 本会と JWMT0 が作成する資料、報告書類及び、刊行物等の配布がされます。

(5) 本会が主催する研修会、講習会への参加出席ができます。

(6) 会員の参考に資する情報、資料の提供等があります。

(7) 事業開始届けの日から2年以上、本会への入会から1年以上経た方は、本会の議決権を持ち、総会に参加できます。また、本会の理事に選出される場合があります。

(8) ご希望により、1年毎に会員から賛助会員へと入会条件変更する事が出来ます。

#### (会員の義務)

第9条 会員は次の義務を守ってください。

##### (会費について)

(1) 入会金 10,000 円の納入（既納の入会金は返還致しません）

(2) 会費 月額 5,000 円の納入（既納の会費は返還致しません）

(3) 月額会費は毎年4月末日までに、前期分（4月～9月分）30,000円を納め、10月末日までに後期分（10月～3月分）30,000円を納めていただきます。

(4) コールセンターから依頼された仕事を行った場合は売上金額の10%をコールセンターに納めていただきます。納付の方法は本会の指示にしたがってください。

(5) 会費の他に通信機等の運用義務が発生した場合は、別途実費を納めていただきます。

(6) 日本福祉医療輸送機構（以下 JWMT0）の会費が変更となった場合は、会費を変更させていただく場合があります

##### (運用義務について)

(7) 車両の屋号表示、車両の3ヶ月毎点検、個人情報の保護等、各種法令等の遵守

(8) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為の禁止

(9) 会員同士のトラブルの誘発、誹謗中傷行為の禁止

(10) 本会の召集する研修会、会議への原則的な参加

(11) 本会からの連絡の確認。返信の必要がある場合の返信

(12) 本会の指定する通信、連絡手段（スマートフォンアプリ等）の使用をしていただく事。

(13) コールセンターからの配車を最優先して運行していただく事。

(14) コールセンターからの配車を受ける時間は原則的に平日の8:30から15:00までとします。ただし、コールセンターとの相談により、時間の変更や休止する事を可能とします。

(15) 会員が営業活動を行う時は、コールセンターの営業のみを行っていただく事。

(代行時のルールについて)

(16) 他事業者に代行を依頼する際は、コールセンターと相談の上、本会所属するメンバーに代行依頼する事。ただし、代行台数が足りない場合はこの限りではありません。

(17) 他会員、賛助会員から代行依頼を受けた場合、原則的にお客様を奪わないこと。代行の業務が終了した際には、依頼者に業務終了と徴収した料金の報告を行うこと。

(18) 本会が運営するコールセンターの配車や代行で事故が生じた際は、法令に則った適切な対応を行い、本会または代行依頼者にすみやかに連絡する事

(その他)

(19) 本会の行うアンケート等への協力

(20) 会員から理事に選出された場合は、本会の理事職務を優先で行う事とし、第9条の義務のいくつかは免れます。業務の内容については理事会で相談の上、決定する事とします。

(総会)

第10条 本会の総会については定款に定めます。

(委任)

第11条 この規約に定めない事項は理事会の議決を経て代表理事が別に定めます。

(規約の変更)

第12条 本規約の変更方法については、定款で定めます。

(期 間)

第13条 本規約は2019年4月1日から次回の改変まで有効とします。